

長崎市監査公表第 22 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 6 年 11 月 27 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸

令和6年度

# 監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

防災危機管理室

企画政策部

市民生活部

建築部

消防局

議会事務局

学校教育部

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

## 第2 監査の対象

部局名	所属名
	防災危機管理室
企画政策部	スタジアムシティ連携推進室、秘書課、広報広聴課、国際課
市民生活部	自治振興課、市民協働推進室、交通事故相談所、住民情報課、人権男女共同参画室、文化振興課、ながさきピース文化祭推進室、スポーツ振興課、深堀体育館、三重体育館、三和体育館、琴海南部体育館
建築部	建築総務課、住宅政策課、建築課、設備課、建築指導課
消防局	総務課、予防課、警防課、指令課
消防局中央消防署	警防1課、警防2課
消防局北消防署	警防1課、警防2課
消防局南消防署	警防1課、警防2課
議会事務局	総務課、議事調査課
学校教育部	伊王島小学校、野母崎小学校、茂木中学校、土井首中学校、土井首中学校開成分校、深堀中学校、香焼中学校、伊王島中学校、野母崎中学校、三和中学校、香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、三和学校給食共同調理場

## 第3 監査の範囲

令和5年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

### 1 重点項目

- (1) 収入事務 使用料及び手数料に係る一連の事務手続き  
債権（強制徴収公債権を除く）の管理に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 需用費（随意契約）に係る一連の事務手続き  
使用料及び賃借料（随意契約）に係る一連の事務手続き  
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

## 第4 監査の期間

令和6年4月1日から令和6年10月28日まで

## 第5 監査の着眼点

### 1 主な着眼点

#### (1) 収入事務

- ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き
- イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理
- ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
- エ 債権管理事務 債権状況の記録の管理、督促及び滞納整理

#### (2) 支出事務 随意契約に係る手続き及びその理由、関係書類等の整備状況

#### (3) 現金等管理事務 つり銭、切手、ICカード等の管理・保管状況

## 第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

### 指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

#### 1 収入事務について

##### (1) 歳入の収納事務を私人に委託したことに関する告示の時期〔住民情報課〕

地方自治法施行令第158条第1項（※1）で、「次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」、第2項（※2）で、「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされており、令和5年度の戸籍証明手数料、住民票証明手数料及び印鑑証明手数料について、地方公共団体情報システム機構へ収納事務の委託を行ったことについて令和5年4月7日に告示を行っていた。

しかし、当該委託は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間で行われており、令和5年4月1日から6日の間、委託された事実を市民が知りえない状態となっていた。

委託開始日から告示日までの間に空白の期間が生じないようにしたい。

※1、※2 今回の定期監査の対象期間である令和5年度当時。

## (2) 市営住宅家賃及び駐車場使用料の債権管理〔建築総務課〕

市営住宅の家賃及び駐車場使用料について、令和4年度に未収金対策を講じたことにより現年度分の未収金は減少したものの、過年度分が増加している状況である。要因として、連帯保証人への請求や法的措置の実施が積極的に行えていない、入居者が死亡した後の退去手続きができず、滞納額が増加していることなどがあげられる。

特に死亡者については、もっとも長いもので死亡後8年間、退去手続きが行われないうまま、部屋に残置物が残された状態で家賃が発生し続けているが、返済の見込みが低いにもかかわらず、未収金が増え続け、またその間、新たな入居希望者に部屋を貸すこともできないため、資産の活用もできない状態となっている。これは、本来得られるはずの利益を喪失しているものと言える。

親族等に連絡しても応答がない場合など対応に苦慮しているとのことだが、他都市の状況などを参考に解決に向けた取り組みを行われたい。また死亡者以外の滞納者についても法的措置を含め積極的な対応を検討されたい。

## 2 支出事務について

### (1) マイナンバーカード申請サポート等会場賃貸借契約の締結権者〔住民情報課〕

地方自治法第149条第2号で、普通地方公共団体の長の事務の権限として、「予算を調製し、及びこれを執行すること。」とされており、契約行為はこの予算の執行に付随するものとして長の権限とされている。

マイナンバーカード申請サポートを実施するにあたり、民間の施設の一部を借り上げる契約を行っていたが、市長名ではなく、事業を実施する課の課長名で契約書を交わしていた。当初、施行伺では契約書について「長崎市契約規則第29条第1号の規定により省略」としていたが、その後契約相手方より利用契約書の提出が必要と言われ、施行伺を変更することなく、また契約締結権限のない課長名で利用契約書を作成したものである。

長崎市事務決裁規程において課長等の専決事項とされていても、契約締結権者ではないことに留意し、法令等にのっとり適正な事務を行われたい。

### (2) 消耗品(布テープほか)購入に係る不適正な契約手続き〔スポーツ振興課〕

本件は消耗品を購入するにあたり、長崎市契約規則第23条ただし書きの規定により1人の者の見積書をもって随意契約を行ったものである。しかし、令和5年10月5日を提出期限として事業者へ見積書の提出を依頼していたが、令和5年10月6日に提出された見積書をもって契約を交わしていた。

随意契約においては見積書の提出が契約の申込みであり、これを承諾することによ

って契約が成立するため、本来、文書により定められた提出期限を過ぎた見積書については無効であると判断し、契約を承諾すべきではない。

見積書提出期限までに提出がない場合は辞退として取り扱うことが適切であり、事業者には契約申し込みの意思があるのであれば、再度提出期限を設定し、見積書の提出依頼を行うべきである。

契約事務の公平性や透明性の確保のため、見積書の有効、無効に係る判断においては規則等にのっとり適正な事務を行われたい。

## 監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

### 1 事務処理の適正な執行に必要な能力の育成について

今回、監査した中で、職務遂行に必要とされる基本的な知識が備わっていないため、指摘や指導を受けるに至った事例が散見された。

その中には法律効果の解釈や会計事務を統括する管理部門に相談したにもかかわらず、誤りが生じたものも見受けられた。

過去にも職員の資質向上についての意見を付しているが、その後改善がみられているとはいえない状況である。

管理部門の所属においては、事務の根拠及び意義について確認し、必要な知識の普及、指導に努められたい。

### 2 市営住宅の家賃及び駐車場使用料の未収金対策について

市営住宅の家賃及び駐車場使用料については、未収金が増加していることもあり、今回指摘を行ったところである。現在、未収となっている対象者については今後も未収債権が増え続ける可能性が高いため、一刻も早く対策を行われたい。

また、特に、独居者が死亡した後の残置物の問題についても早期に対応策を検討されたい。

### 3 物品購入に係る検査について

物品の購入に係る検査については、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号。以下「契約規則」という。）第 42 条第 2 項では、「検査職員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査するものとする。」と規定されている。

また、長崎市会計規則（昭和 39 年長崎市規則第 21 号。以下「会計規則」という。）第 64 条の 2 第 4 項において「課長は、第 1 項又は前項の規定により物品を購入したときは、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により検査しなければならない。」と規定され、第 64 条の 3 第 6 項では「課長は、第 3 項から前項までの規定により物品を購入したときは、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により検査しなければならない。」と規定されている。

このように契約規則では、課長に限らず、監督職員・検査職員指名簿により指名された検査に当たる職員が検査し、一方で、会計規則では課長が検査することとされており、契約規則と会計規則の双方に物品の購入に係る検査に関する規定が存在し、かつ、その内容に齟齬が生じていることから、規則を見直す等、整合性を図られたい。